

事務連絡
令和2年4月22日

各区市
西多摩福祉事務所 } 生活困窮者自立支援制度主管課長 様
各支庁

東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉課長
(公印省略)

緊急事態措置に伴うTOKYOチャレンジネットの支援対象者要件の緩和について

平素より東京都の福祉・保健行政に御協力いただきまして、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、東京都は、緊急事態措置として、現在、令和2年4月11日から5月6日までの間、インターネットカフェや漫画喫茶等の休業要請を実施しています。

この休業要請等により、居場所を失う方を広く支援する目的で、東京都が実施している住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYOチャレンジネット）について、支援対象者の要件緩和を図ることとしましたので、お知らせいたします。

記

1 実施要綱中の対象者要件の緩和

「住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業実施要綱」第3(3)を次のとおり読み替える。

【現行規定】

サポート事業の支援を受けるに当たり、当該支援を受けることとなる日以前において、東京都内での住民登録又は生活期間が直近6か月以上あること。

【読み替え後】

サポート事業の支援を受けるに当たり、当該支援を受けることとなる日以前において、東京都内での住民登録又は生活実態があること（期間を問わない。）。

2 適用期間

令和2年4月22日から当分の間

(担当)

東京都福祉保健局生活福祉部

生活支援課生活援助担当

市川・村井・吉田・門井 電話：03-5320-4072